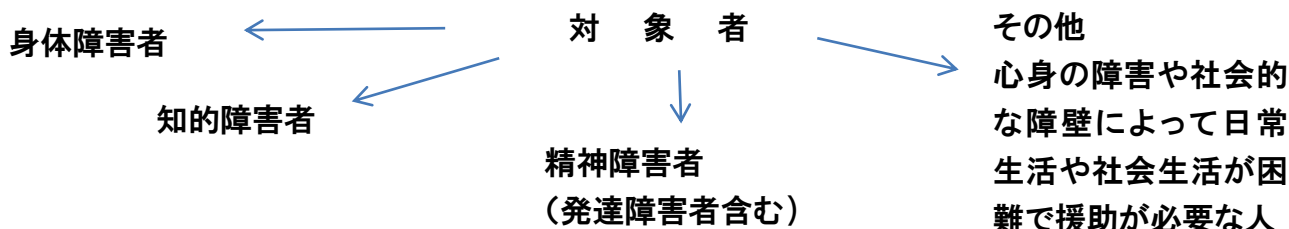


平成24年 10 月 1 日から、障害者の尊厳を守る法律が施行されました。



障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

(障害者虐待防止法)



この法律は、障害者虐待の防止・早期発見、虐待を受けた時の保護や自立の支援及び養護者に対する支援を行うことにより、障害者の権利利益を擁護することが目的です。

虐待には次のものがあります。



- ① 身体的なもの
障害者の体に傷や痛みを負わせる等の暴行を加えること。また正当な理由がなく身動きが取れない状態にすること。
- ② 性的なもの
障害者に無理やり(または同意とみせかけ)わいせつなことをしたり、させたりすること。
- ③ 心理的なもの
障害者を侮辱したり拒絶したりするような言葉や態度で精神的な苦痛を与えること。
- ④ 放棄・放任(ネグレクト)
食事や入浴、洗濯、排せつなどの世話や介助をせず、障害者の心身を衰弱させること
- ⑤ 経済的なもの
本人の同意なしに障害者の財産や年金、賃金などを使うこと。また障害者に理由なく金銭を与えないこと。(経済的虐待については、養護者のみならず、障害者の親族による行為も含まれます。)

虐待は人としての尊厳を傷つけ、自立や社会参加を妨げるものです。絶対に許されるものではありません。